令和５年度　広島中央エコパーク管理運営事業

広島中央エコパークアクセス道路待避所舗装工事

仕様書

工事場所　東広島市西条町上三永 10759 番地 2　広島中央エコパーク

広島中央環境衛生組合

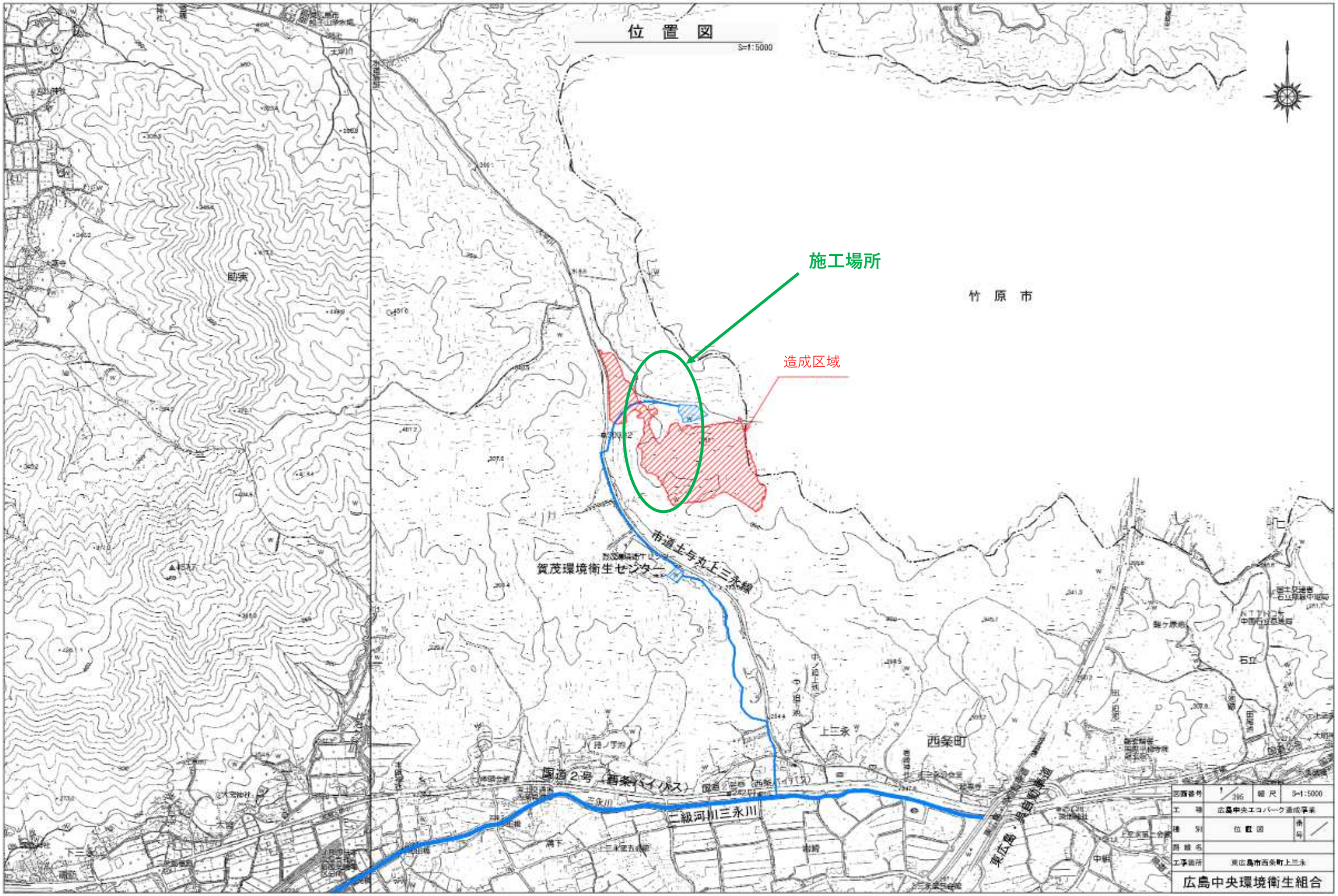
位 置 図
S=1:5000
施工場所
造成区域
竹 原 市
助実
賀茂環境衛生センター
市道土与丸上三永線
上三永
西条町
国道２号（西条バイパス）
二級河川三永川
東広島・呉自動車道
石立
図面番号
1/396
縮尺
S=1:5000
工 事
広島中央エコパーク造成事業
種 別
位置図
番号
路線名
工事箇所
東広島市西条町上三永
広島中央環境衛生組合

位置図

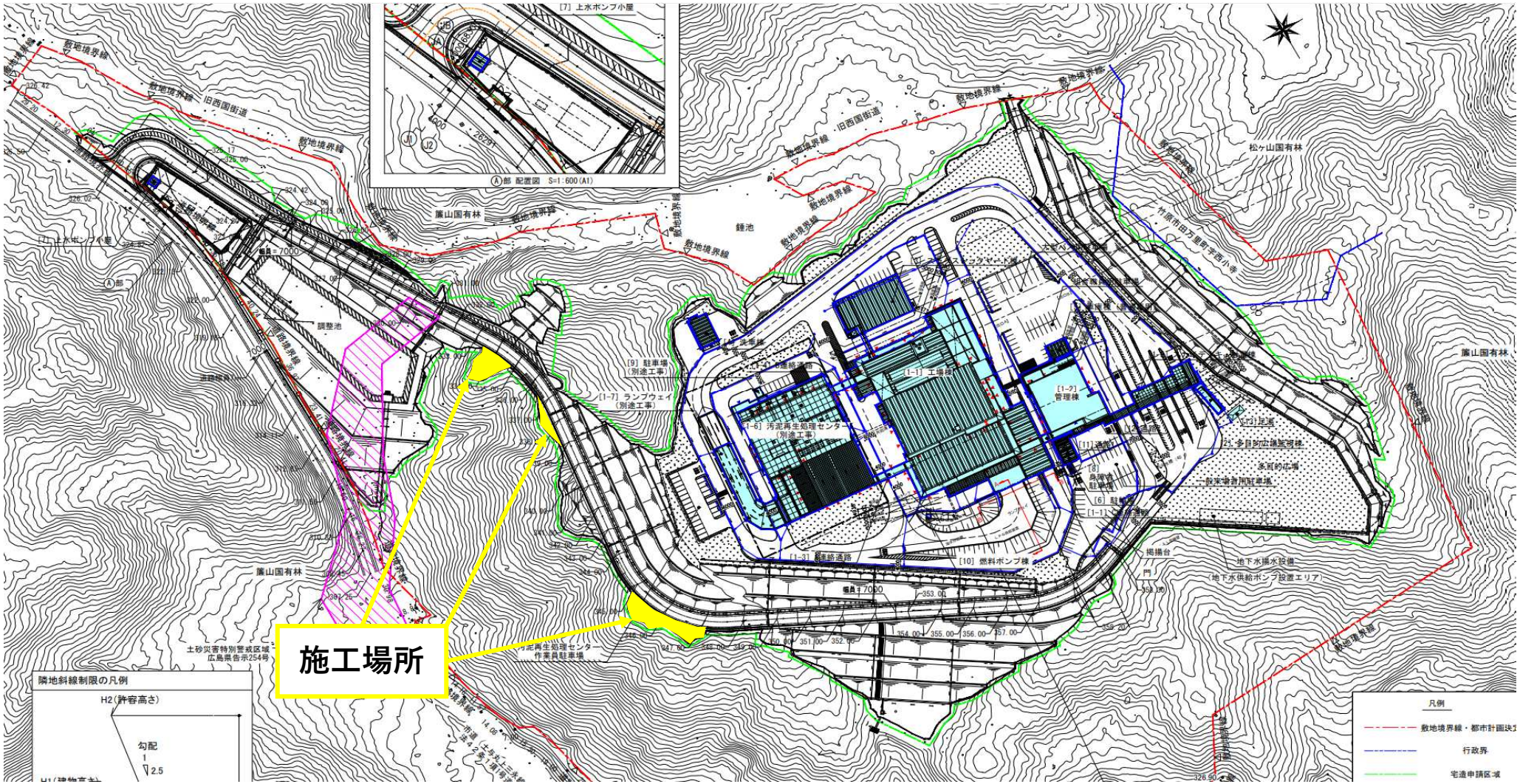
施工場所
敷地境界線
旧西国街道
鷹山国有林
松ヶ山国有林
鍾池
調整池
[7] 上水ポンプ小屋
Ⓐ部 配置図 S=1:600(A1)
[1-1] 工場棟
[1-2] 管理棟
[1-6] 汚泥再生処理センター（別途工事）
[1-7] ランプウェイ（別途工事）
[9] 駐車場（別途工事）
[10] 燃料ポンプ棟
[1-3] 連絡通路
[11] 通路
[6] 駐車場
[1-11] 通路
[1-12] 足場
21. 多目的広場
多目的広場
一般来場者用駐車場
掲揚台
門
地下水揚水設備
（地下水供給ポンプ設置エリア）
汚泥再生処理センター作業員駐車場
土砂災害特別警戒区域
広島県告示254号
隣地斜線制限の凡例
H2(許容高さ)
勾配
1
2.5
凡例
敷地境界線・都市計画決定
行政界
宅造申請区域

特　記　仕　様　書

第1章　総則

1.　適用

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（令和５年８月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

(1)「広島県」とあるのは「広島中央環境衛生組合」と読み替える。（ただし、第1編第1章第1節1-1-1-24第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-11第1項、第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3-1、第3編第1章第2節3-1-2-2第2項においては読み替えない。）

(2)「建設工事請負契約約款」とあるのは「広島中央環境衛生組合の建設工事請負契約約款」と読み替える。

(3)「土木工事監督規程」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。

(4)「土木工事検査規程」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事検査規程」と読み替える。

(5)「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事執行規則により例による東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事執行規則により例による東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替える。

(6)「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「広島中央環境衛生組合契約規則により例による東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。

(7)「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準」」と読み替える。

(8)「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「広島中央環境衛生組合低入札価格調査制度事務取扱要領」と読み替える。

(9)「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「広島中央環境衛生組合の競争入札参加資格」と読み替える。

(10)広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と読み替える。

(11)「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「広島中央環境衛生組合低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「広島中央環境衛生組合低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。

(12)「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「広島

中央環境衛生組合建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。

(13)その他

編	章	節	条	見　出　し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	1	26	週休二日の対応		適用しない。
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	8	工事の一時中止		適用しない。
1	1	2	9	設計図書の変更		適用しない。
1	1	2	10	工期変更		適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者	5	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後VE工事		適用しない。
1	1	3	9	県産木材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	4	電子成果品及び紙の成果品		適用しない。
3	1	2	5	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2.　現場代理人の兼務

1　受注者は、請負金額が4,000万円(建築一式工事にあっては、8,000万円)未満に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、現場代理人兼務申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して、他の広島中央環境衛生組合・広島県水道広域連合企業団・広島県発注の工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。ただし、一円の地域を対象とする工事(工事場所を「〇〇一円」とする工事)を除く。

(1)兼務する工事が広島中央環境衛生組合・広島県水道広域連合企業団・広島県のい

ずれかの発注であること

(2)兼務する工事件数が本件工事を含めて5件（災害復旧工事に係る件数を除く。）以内であること

(3)兼務する全ての工事現場が同一町内(※)であること。ただし、兼務する工事現場が同一町内を越えるときは、全ての工事現場間が直線距離で5km以内であること

(4)兼務する工事が広島県水道広域連合企業団又は広島県発注工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること

(5)監督職員の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、（4）に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

2　受注者は、前項に掲げるほか、工事箇所が10km以内で密接な関係のある他の公共工事(建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。)において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、別記様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

⑴兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること

⑵兼務する工事個所が広島中央環境衛生組合管内であること

⑶兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること

⑷監督職員の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、（3）に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

3　発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書（様式第２号）により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書（様式第３号）に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。

４　発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、現場代理人兼務承認取消書（様式第４号）により、その承認を取消すものとする。

⑴兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき

⑵兼務を承認した日から起算して14日(広島中央環境衛生組合の休日を定める条例(平成２１年条例第５号)第１条第１項に規定する休日を除く。)を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき

⑶兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき

⑷兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき

⑸著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき

⑹その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき

５　重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。

※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあっては昭和49年4月20日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあっては平成17年2月7日前の町の区域とする。

5.　履行報告

本工事は、小規模工事等であるため所定の様式での提出を省略し、広島版「土木工事共通仕様書(令和４年８月)」第1編1-1-1-21第2項第3号に記載の資料を監督職員に提出することにより履行報告とする。なお、工期延長等が必要となった場合は、報告方法について監督職員と協議するものとする。

6.　官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合はその書面(写し)を提出するものとし、更新手続き(許可内容が同じもの)の場合は、届出等の鑑のみとする。

7.　法定外の労災保険の付保

１　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

２　受注者は、建設工事請負契約約款第４７条に基づき、法定外の労災保険の契約

締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。

3　法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協　同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

第2章　施工条件

1.　工程

⑴　施工時期・時間の制限

施工内容	アクセス道路待避所の舗装
時期	全工事期間
時間	8時30分～17時(作業時間)
施工方法・理由	施工箇所の交通量が多いため、1車線は確保することとし、作業終了後は速やかに交通規制を開放すること。

⑵　現場作業終期日

令和6年3月31日とする。

2.　安全対策

⑴　交通誘導警備員・警戒船・保安要員

交通誘導警備員の配置人数は、工事着手後、規制を要する日から1日間(2人／日)を見込んでいる。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。

区分	配置場所	配置人数	施工時間	備考
労務費	工事箇所前後	2人/日	8時30分～17時	

第3章　その他

1.　工事関係書類

⑴ 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領 -土木工事編-によるものとする。

⑵ 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2.　工事写真

工事写真の撮影に当っては、広島県制定「写真管理基準(令和５年８月)」によるものとし、工事写真の提出部数は、工事写真帳と原本(電子媒体)を各1部提出する。

3.　疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

参　考　図　書

工事名称　：　令和５年度　広島中央エコパーク管理運営事業
　　広島中央エコパークアクセス道路待避所舗装工事

＜注意事項＞

この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。

数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
仮設工		式		1	
交通誘導警備員A		人日		10	
舗装工		式		1	
掘削	土砂_オープンカット_押土の有無：無し_障害の有無：無し_5,000㎥未満	㎥		144	
不陸整正・締固め	補修材敷均しの有無：無し_全ての費用	㎡		480	
上層路盤（車道・路肩部）	実数入力：100_1層施工_全ての費用_再生30～0mm	㎡		480	
表層（車道・路肩部）	1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）_実数入力:40_全ての費用_密粒度(20)_小型車割増あり_アスファルト乳剤(浸透用)PK-3	㎡		480	
アスカーブ	140c㎡以上155c㎡未満_再生細粒度アスコン(13)_全ての費用_再生細粒度(13)_小型車割増あり	m		22	
重機回送費		式		1	
＊＊直接工事費＊＊					
共通仮設費（率分）		式		1	
共通仮設費合計					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費		式		1	
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費（率分）		式		1	
＊＊工事価格＊＊					

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
＊＊消費税相当額＊＊					
＊＊工事費計＊＊					